

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分 を行いました

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、指定障害児通所支援事業者(運営法人)に対して行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 内容

(1)対象事業者(運営法人)及び対象事業所

<対象事業者(運営法人)>

事業者所在地 岡山市北区横井上 203-1 ビッグバーンズマンションA棟207

事業者名称 株式会社 30LDK 代表取締役 影山 徹

<対象事業所>

事業所所在地 岡山市南区芳泉 4 丁目 6-28

事業所名称 放課後等デイサービス サブセコ

サービス種類 児童発達支援 放課後等デイサービス

(2)処分の内容 指定の取り消し

(3)処分の通知日 令和7年1月14日

(4)指定取消年月日 令和7年2月28日

(5)処分の理由

不正請求(法第21条の5の24第1項第6号)

ア 従業員人員欠如が生じた場合、障害児通所給付費を減算する必要があるが(令和4年12月から令和5年1月までの間は3割減算、令和5年2月から令和6年6月までの間は5割減算)、欠如していたにもかかわらず減算せず障害児通所給付費を請求し受領した。

イ 令和4年11月から令和6年6月までの間、実際の利用日数より多く障害児通所給付費を請求し受領した。

虚偽の報告(法第21条の5の24第1項第7号)

監査後に事実と異なる書類を提出し虚偽の報告をした。

(6)不正請求額 約 1,920 万円

(7)経済上の措置

当該事業所が不正に請求し受領した障害児通所給付費は、法第57条の2第2項の規定により、加算金(40%)を加えた額の返還を求める。

【問い合わせ先】

岡山市 事業者指導課 片山・田中 直通086-212-1015 内線3087